

2008年日本政府年次報告（案）
「船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量表示に関する条約」
（第27号）
（2007年6月1日～2008年5月31日）

- 1 質問Ⅰ、Ⅳ及びⅤについて
前回までの報告に追加すべき事項はない。
- 2 質問Ⅱについて
2007年条約勧告適用専門家委員会からの直接要請については以下のように説明する。

貨物の重量表示については、労働安全衛生法第35条において、「一の貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない」としている。

しかしながら、コンテナ貨物の場合、コンテナ貨物の内容物が毎回異なりその重量も変化することから、コンテナ貨物の重量表示については通達（1971年9月18日基発第602号）により、「当該コンテナにその最大積載重量を表示されていれば足りるものであること」としている。これは、最大積載重量が表示されていれば、実際の貨物はこの重量より軽いこととなり、貨物を取り扱う者が認識した重量より貨物の実際の重量が大きいことから生じる労働災害を防止することが十分可能であるからである。

なお、国際海上コンテナの陸上輸送については、コンテナ内における貨物の積み付け状況や総重量、危険物の有無や種類、数量等についての正確な情報がトラック運転手まで十分に伝達されていないため、不適切な積載等を要因とする横転事故の発生につながる等の問題があるとの指摘がなされていた。

こうした問題に対処するため、2005年12月には、国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策に関して関係者がそれぞれ取り組むことが望ましい具体的措置等を定めた「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」が「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」により策定されており、現在、関係省庁、関係団体及び関係事業者等の関係者が同ガイドラインの普及に努めているところである。

なお、同ガイドライン記述事項の概要は以下のとおりである。

1. トラック事業者が必要とする安全輸送のための情報について
2. 過積載、偏過重等の不具合コンテナ判明時の対応について
3. 危険物輸送について
4. コンテナ内容物の問い合わせ等の対応について
5. 積載方法等に関する発荷主への啓発について

3 質問Ⅲについて

監督組織については、2008年3月31日現在、労働基準監督署の数が322署、他に支署が4署、労働基準監督官の数が3,874人、産業安全専門官の数が387人となっている。

4 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会